

一般社団法人神奈川大学宮陵会地域組織活動助成金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人神奈川大学宮陵会（以下「本会」という。）の目的を達成するため、国内外で活動する会員組織に活動助成金を交付することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「会員組織」とは、別に定める一般社団法人神奈川大学宮陵会地域組織の設置等に関する取扱規程（以下「地域組織規程」という。）第2条に定める地域組織をいう。

(助成金の種類)

第3条 助成金の種類、金額等は、別表のとおりとする。

(助成金の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとするときは、所定の様式により事由が発生してから1か月以内に本会会長に交付申請しなければならない。

2 前項の申請を行うときは、地域組織規程第6条に定める報告書を添付しなければならない。

3 地域組織を設置又は再建する場合には、事前に助成金の仮払いを受けることができる。ただし、総会終了後1か月以内に仮払金精算の手続きをしなければならない。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 一般社団法人神奈川大学宮陵会地域組織活動助成金取扱規則(平成26年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表

(助成金の種類)

1 助成金の種類は、次のとおりとする。

(1) 通常助成金

- ①通信費(地域組織・地域組織地区会)：総会又はこれに準ずるものを開催するために要する通信費。郵送料、案内の印刷等の実費額とし、発送数×300円を上限とする。地域組織年間2回まで、地区会年間1回まで申請可。
- ②準会員交流費(地域・地域組織地区会・同期・同好組織)：総会開催時に在学生会が出席した場合に助成。出席した在学生会一人あたり2,000円とし、50,000円(25名分)を上限とする。
- ③周年行事経費(地域・職域・同期・同好組織)：設立1年、5年、10年、15年、20年、以降10年毎に行う周年行事に要する経費。施設利用等の実費額とし、50,000円を上限とする。
- ④女性会員交流費(地域・地域組織地区会)：総会又はこれに準ずるものに女性会員が出席した場合に助成。出席した女性会員一人あたり2,000円。

(2) ブロック会助成金

- ①特別行事経費：ブロック会開催地域組織が行う特別行事に要する経費。
- ②ブロック構成地域組織旅費：ブロック会構成組織(会議開催組織を除く)が、同会議に出席するための旅費。一泊朝食付宿泊費・交通費(出席のための会費を除く)の実費額とし60,000円を上限とする。ただし、開催地最寄駅から片道200kmを超える地域からの上限額は70,000円とする。なお、宿泊料は一泊13,000円を上限とし、特急料金は片道100キロメートル以上とする。
- ③講師料：講演会を行った場合の講師に対する講師料。ただし、神奈川大学教職員が講師の場合には、旅費、講師料を含む実費額。

(交付基準額及び交付対象)

2 交付基準額及び交付対象は、次のとおりとする。ただし、特別の事情があるときはこの限りではない。

助成金の種類	費目	通常助成金				ブロック会助成金		
		通信費	準会員交流費	女性会員交流費	周年行事経費	開催経費	旅費	講師料
地域組織等の種類	基準額	実費額	一人あたり2,000円	一人あたり2,000円	実費額	実費額	実費額 ※1	実費額
	上限額	発送数×300円	50,000円	—	50,000円	100,000円	60,000円 (片道200kmを超える場合は70,000円)	30,000円
地域組織		○	○	○	○	○	○	○
地区会		○	○	○				
職域組織					○			
同期・同好組織			○		○			
上記以外の同期・同好会等								

※1 宿泊料は一泊13,000円を上限とし、特急料金は片道100キロメートル以上の場合